

平成 2 5 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 5 年 5 月 2 8 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成25年5月28日(火曜日)  
午前 9時30分 開会 午前10時27分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 けさみ 議員	副 委 員 長	齊 藤 秀 雄 議員
委 員	村 田 富士子 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	芥 藤 克 己 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	石 田 清	総 務 部 長	山 崎 悟
総 務 課 長	喜 古 隆 広		

◇事務局職員

議会事務局長	富 澤 勝 広	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 徹

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
平成25年和光市議会6月定例会の会期予定表について
- 特定事件5 委員の選任及び所属変更に関する事について
- 特定事件6 執行機関の附属機関への委員の推薦について
- 特定事件8 その他議会運営に関する事について

午前 9時30分 開会

○吉田けさみ委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しております。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長よりあいさつを求められています。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成25年6月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

さて、私ごとではございますが、26日より新たな2期目の任期となりました。引き続き、議会との情報共有に努め、議論を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今定例会につきましては、5月30日に開会すべく、23日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく案件は、報告2件のほか、専決処分の承認、条例の制定や一部改正、市道路線の廃止及び認定、補正予算など合計15議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田けさみ委員長 市長は、公務のために退席されます。

○松本市長 それでは、よろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

○吉田けさみ委員長 本日の案件は、特定事件1、次の会期予定として、平成25年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについて、特定事件6、執行機関の附属機関への推薦について、特定事件8、その他議会運営に関することについてです。

本日の資料を確認いたします。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。公開資料は会期日程、議案の委員会付託表、請願・陳情の委員会付託表、一般質問発言通告書ですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、関連がありますので、特定事件1、次の会期予定として、平成25年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについてをあわせて議題といたします。

まず、提出議案について、提出議案は、報告2件、議案13件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

○山崎総務部長 おはようございます。

それでは、本議会に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

本報告については、平成24年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第7号）で計上いたしました7事業の繰越明許費、平成24年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第8号）で計上いたしました1事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

本報告につきましては、平成24年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（第4号）で計上いたしました1事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、議案第35号及び議案第36号、専決処分の承認を求めることについては、関連がございませので一括して説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどにより、適用される関係条項について緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分により、和光市税条例の一部改正及び和光市都市計画税条例の一部改正をしたものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次に、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）については、地域での風疹の流行を防ぎ、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、緊急対策として大人の風疹予防について、早急に対応する必要があると判断し、風疹の予防接種費用の助成に関する費用について、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。この補正につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ488万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ214億6,488万7,000円としたものでございます。

次に、議案第38号、和光市新型インフルエンザ等対策本部条例を定めることについて説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置することとされることに伴い、同法に定めるもののほか、和光市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

次に、議案第39号、市長の給料の特例に関する条例を定めることについて説明いたします。

前任期中におきましても、市長の給料の特例に関する条例を定めて、給料の減額を実施しておりましたが、2期目の任期においても、引き続き財政健全化への取り組みとして、市長の給料の月額を20%減額するものであります。

また、副市長の給料についても、市長の減額割合に合わせて、25%から20%に改めるものであります。減額後の給料につきましては、市長は月額65万7,600円で、年間270万9,542円の減額となり、副市長は月額56万8,800円で、年間では234万3,655円の減額となります。

次に、議案第40号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、時限措置となっていた国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化とするほか、特定世帯への軽減について、現行措置に加え、新たな軽減特例措置を3年間講ずるものでございます。また、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例では、本人に加え、相続人についても特例等の適用を受けることができるものとなったことから、この案を提出するものでございます。

次に、議案第41号、和光市子ども・子育て支援会議条例を定めることについて説明いたします。

子ども・子育て関連3法からなる、子ども・子育て支援制度の平成27年度施行に向け、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、和光市子ども・子育て支援会議を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

会議の所掌事務として、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務である、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員に関する事項、計画の策定・変更に関する事項、子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査・審議いたします。

次に、議案第42号、和光市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

道路法施行令の一部を改正する政令により、道路法施行令第7条において定める占用物件に、太陽光発電設備及び風力発電設備が加わったため、道路占用許可に係る占用料の額を定め、あわせて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号、和光市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光北インター地区の地区計画を変更したこと並びに和光市駅北口地区及び白子三丁目地区の区域の一部に地区計画を新たに定めることに伴い、それぞれの地区における建築基準法第68条の2第1項及び景観法第76条第1項の規定に基づく建築物等の制限を定めたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第44号、市道路線の廃止について説明いたします。

和光市白子三丁目中央土地区画整理事業に伴う仮換地の指定に伴い、土地区画整理事業区域内の9路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第45号、市道路線の認定について説明いたします。

和光市白子三丁目中央土地区画整理事業に伴う仮換地の指定により廃止する路線のうち、土地区画整理事業区域外の7路線を再度市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第46号、平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1億1,404万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ215億7,892万8,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

議会費では、議員報酬、議員期末手当及び政務活動費を減額しております。

総務費では、権限移譲により、一般旅券の申請受理・交付等を行うため、収入印紙等の購入費用を計上し、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用し、和光探検博覧会「和こたん」をPRするため、ウェブ予約システム等の構築費用を計上しております。

民生費では、和光市子ども・子育て支援会議を設置するため、会議に係る費用等を計上し、生活保護基準額の見直しに伴う既存の生活保護システムの改修費を計上しております。

商工費では、埼玉県消費者行政活性化補助金を活用し、消費者被害に関する意識啓発の強化を図るため、消費者保護・啓発活動事業費を増額しております。

土木費では、公共工事設計労務単価の増額に伴い、（仮称）越後山地区第1公園整備工事費を増額し、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用した市内の公園巡回パトロール業務の費用を計上しております。

教育費では、埼玉県の生徒指導・進路指導総合推進事業委託金を受けて、学習適応支援員及びピアサポーターを配置する費用を計上し、小学校建設関係では、地権者から用地提供の同意を得られたため、用地取得に係る費用を計上しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

国庫支出金では、国庫補助金で、生活保護基準の見直しに伴うセーフティネット支援対策等事業費補助金を増額しております。

県支出金では、県補助金で緊急雇用創出基金事業の追加採択を受け、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を増額し、消費者被害に関する意識啓発等に係る埼玉県消費者行政活性化補助金を計上し、委託金のうち教育費委託金で生徒指導・進路指導総合推進事業委託金を計上しております。

繰入金では、小学校建設に係る用地取得の財源に充てるため、学校建設基金からの繰入金を計上しております。

諸収入では、一般旅券の申請に係る収入印紙及び埼玉県証紙の売りさばき代金及び売りさばき手数料を計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額につきましては、財政調整基金から繰り入れをもって措置しております。

次に、議案第47号、平成25年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ904万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ69億5,160万2,000円とするものです。

歳出については、款1総務費では、一般管理費を増額し、款8保健事業費では、特定健康診査等事業費を増額し、款9基金積立金では、国民健康保険保険給付費等支払基金に特定財源に振り替えた差額を積み立てるものであります。

歳入については、款4国庫支出金は、特別調整交付金を、款7県支出金では、県財政調整交付金を増額するものであります。

○吉田けさみ委員長 提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前 9時46分 休憩）

再開します。（午前 9時47分 再開）

次に、議案の先議についてです。

初めに、報告第1号と報告第2号は、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

議案第35号、第36号、第37号、第39号は、委員会付託を省略して、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、請願・陳情について、請願はありません。陳情1件を受理しています。

副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、会議規則第145条に適合しないものについて、議長から報告をお願いいたします。  
議長。

○菅原満議長 平成25年5月22日に受け付けました和光市企画部人権文化課・人権担当正規行政職員の担当者A、担当者B、担当者Cが三人で共謀し、五年に一度実施される神聖な第三次男女共同参画和光プラン素案に関するパブリックコメント（2010年12月実施）を、計画的かつ故意に滅茶苦茶にしたか否かの事実確認調査を和光市議会に求める陳情は、議員配付のみという扱いをさせていただきました。

○吉田けさみ委員長 休憩します。（午前 9時52分 休憩）

再開します。（午前 9時55分 再開）

議長。

○菅原満議長 配付のみという扱いの理由は請願・陳情として内容になじまないということ、それから議会の権限にないと、議会の権限外ということで、議長として議員に配付のみという扱いにさせていただいた次第でございます。

○吉田けさみ委員長 ただいま議長から報告がありました件の扱いについて、意見がもしあるようでしたらお願いします。

〔「なし」という声あり〕

それでは、議長からもう一度お願いします。議長。

○菅原満議長 事実確認の調査と、調査結果として報告書をまとめること、こういった点については議会の権限外ということになります。そういうことで配付のみという形で扱わせていただきました。

○吉田けさみ委員長 それでは、ただいまの議長から報告がありました件の扱いについては、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に、市長の就任あいさつを開会日の議事日程の報告の次に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、一般質問について、通告者は15人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

なお、5月31日の金曜日、6月3日の月曜日及び6月4日火曜日を調査休会、6月14日金曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕



次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、6月3日月曜日の正午までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、総務環境常任委員会より、閉会中に行われました上水道事業及び下水道事業についての委員長報告を、開会日の市長の就任あいさつの次に行いたいと思います。また、学校建設等特別委員会より、閉会中に行われた学校建設及び適正な配置に関することの審査について、中間報告を開会日の諸報告の次に行いたいと思います。

なお、委員長報告及び中間報告に対する質疑は省略したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、開会日の総務環境常任委員会委員長報告の後、議会運営委員会委員と常任委員会委員の任期満了による委員の選任についてお諮りします。まず、議会運営委員会委員の選任について、5月8日の全員協議会において内定した方々を指名し、休憩を挟み、正副委員長の互選結果を報告したいと思います。

続いて、常任委員会委員の選任について、5月8日の全員協議会において内定した方々を指名し、休憩を挟み、正副委員長の互選結果を報告したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、朝霞地区一部事務組合議会議員の補欠選挙についてお諮りします。5月8日の全員協議会において、朝霞地区一部事務組合議会議員の4名が5月29日で辞任する意向であることが確認され、これにより4名が欠員となります。5月8日の全員協議会において内定した方々を指名推選したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙についてお諮りします。この選挙は広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えず、このことにより会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなります。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

なお、この埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙は、閉会日の議案に対する質疑、討論、採決の後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、各会派より、提出の意見書案の取り扱いについて、日本共産党から1件、意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、6月5日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、特定事件6、執行機関の附属機関への推薦について議題といたします。

5月8日の全員協議会において内定した方々については、5月29日で辞任する意向であることが確認されていますので、同一委員を継続する方を除き、5月29日で辞任手続を行い、附属機関ごとに内定した方々を指名推選して手続を踏みたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、特定事件8、その他議会運営に関することについて議題といたします。

初めに、議会報告会における意見の整理について議題といたします。

さきに開催した議会報告会について、2名の記録担当から記録が、1会派から議会報告会の所見が提出されております。また、アンケート結果及び市議会ホームページ案を作成いたしましたので、会派で持ち帰っていただき、6月13日木曜日、本会議、一般質問の4日目の終了後、全員協議会を開催する予定でありますので、その際に、御意見をいただきたいと思っております。その全員協議会を経た上で、6月17日月曜日、本会議閉会日の終了後、議会運営委員会を開催し、総括したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、決算における審査体制について議題といたします。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案の審査については、平成24年11月27日に開催した議会運営委員会において、試行的に分割負担する旨、決定しておりますが、それでよろしいか確認いたします。

意見等、ありますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、平成24年度決算審査は、分割付託といたします。

議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 決算審査については、昨年11月の議会運営委員会で決定して確認をいただいております。その中で幾つか御意見も出ておりましたが、常任委員会に分割した場合、休会日をふやして、委員長報告作成の負担軽減を図る必要があるのではないかなということが1点ございます。

次に、分割付託する場合、文教厚生常任委員会に係る歳入、また市長への質問や指摘事項の取り扱いについて、両常任委員長と、その運営の方法について協議が必要となるのではないかなということがございます。11月のときにも審査の仕方について御意見が出ておりました。そういったようなこともございますので、基本的には分割付託ということですので両方一緒にやるというわけにはまいりませんが、何もなくて御協議くださいということではなく、1つのイメージとして、両常任委員会で審査を進めていただいて、いろいろとまたがる部分が出てきた場合については、最終日なりその前なりで、両委員会で合同審査という形で、両委員会にまたがる部分を質疑していただいて、市長への質問も精査もしていただくと。そのことによって、お互いの委員会でどういうやりとりになっているかということを確認しながら、指摘事項にもつ

なげていただくと。前回、やったときには、市長への質問と指摘事項についても、それぞれの委員会でどういう内容か、重複しないほうがとか、いろいろございましたので、その辺も踏まえて、それぞれの会派で御検討いただいて、協議していただければということでございます。

○吉田けさみ委員長 それでは、ただいまの議長からの発言を踏まえまして、会派にこの件については持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で、歳入やその他の取り扱いについて、再度協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

運営方法で何か質問ございますか。

村田委員。

○村田富士子委員 今回の件で、次回の議運でということは、6月5日の意見書調整の日でよいですか。

○吉田けさみ委員長 議長。

○菅原満議長 6月5日、意見書調整の日ですけれども、その場でまた協議いただいて、最終的に意見書の調整か、また一般質問の最中の議会運営委員会、予定されるかどうか不明ですけれども、1回で決まるかどうかというのがありますので、6月5日には、ある程度協議いただいて方向性を決めて、6月中に内定しておいていただかないと、要求資料ですとか、そういったことも出てまいりますので、6月5日にまず協議いただいて、そこで方向性が固まれば、それはそれでいいかなと思いますので、お願いいたします。

○吉田けさみ委員長 村田委員。

○村田富士子委員 今、議長おっしゃったように、じゃ、例えばまたがる分については、どうするかという、そういうところですね。そこを会派で検討してくればいいということですね、確認です。

○吉田けさみ委員長 議長。

○菅原満議長 スムーズな運営で、なおかつ濃密な決算審査につながるような形で御協議や御提案いただいて、この場で決定していただければと思います。

○吉田けさみ委員長 ほかに質問ありますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、今のやりとりも踏まえまして、会派で持ち帰っていただき、6月5日に第1回目の協議をしていきたいと思います。

次に、9月定例会中に、速やかに審査を行うには、決算審査のための資料の決定、提出要求を早めることが必要となりますので、6月定例会中に昨年度の要求資料を参考にして、要求資料を協議していただきます。この件につきましても、各会派に持ち帰っていただき、内容を御確認の上、こちら6月5日の議運で決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、要求資料は、資料収集が多岐にわたり、データでの提出が困難であるため、紙ベースになりますので御了承ください。

次に、和光市議会政務調査費収支報告書、政務活動費収支報告書について議題とします。  
議長、報告願います。

○菅原満議長 収支報告書を出していただきましたが、総括的な表のところをホームページで公開するとした部分について、5月31日にホームページ、また図書館で公開をすることとなりますので、事前に御周知のほどお願いいたします。それから、去年も今回もですが、政務調査費の収支報告、その使途、マニュアルをこの場で確認いただいて、各会派周知していただいていると思っておりますが、その辺の懸念と、あとその使途について、改めて協議、確認をしていただきたい内容がございますので、それは改めて議会運営委員会でお示しをさせていただきますので、その際、御協議いただきたいと思います。

特に、つい最近も、議員個人の紙での議会報告の案分の方法について、監査委員の監査で返還するようという内容もありましたので、改めて収支報告を確認させていただきました。再度、この議運で協議、確認をしていただきたい内容等をお示しさせていただきますので確認をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田けさみ委員長 齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 今後の方向性とすれば、収支報告書は5月31日にホームページで公開ということで情報が全部オープンになると思います。それを皆さんが閲覧して、その後、懸案があるようであれば協議するという方向がいいかと思えます。

○吉田けさみ委員長 議長。

○菅原満議長 1点は、5月31日にはもう平成24年度分の政務調査費、政務活動費についての総括表は公表するということ、それから、その収支報告のチェックをさせていただきましたが、その中で調査費の使い方、あと議会活動報告の案分のあり方等について疑義を示されております。こちら側でも懸念というか、協議いただきたい内容が出てきておりますので、それをまとめましたら議運にお示ししますので、使途について協議をいただいて、確認、決定をしていただきたいということです。

○吉田けさみ委員長 村田委員。

○村田富士子委員 今、齊藤委員が言われたことは、もう、きょうは28日ですよ、31日には公表してしまうわけですよ。その部分を議運で検討してほしいというのは、その後になりますよね。

○吉田けさみ委員長 議長。

○菅原満議長 今回は随分チェックさせていただきました。いずれにしろ個人で使っていますので、よほどマニュアルにそぐわないものとか、市の旅費規程にそぐわないものについては訂正をしていただいております。それはそれで、もういずれにしろ期限が来ますので公表をします。ただ、そのやりとりの中でいろいろと協議いただく内容等が出てきて、それを示しますので、協議、確認をしていただきたいということでございます。

正直、個人的にマニュアルを解釈したり、あるいはマニュアルをごらんいただいているかど

うかというのもあるのですが、こちら側としても苦慮する内容がありました。政務活動費になって、議長は透明性を求められる内容になっています。透明性は確保いたしますが、使い方についてまで踏み込めない部分もありますので、それを協議して、和光市議会政務活動費の使用の仕方として確認をいただきたいということです。

○吉田けさみ委員長 休憩します。（午前10時16分 休憩）

再開します。（午前10時21分 再開）

次に、議長から連絡事項です。

議長、お願いいたします。

○菅原満議長 埼玉県市議会議長会から会長宛てに、県立大学医学部設置推進への協力要請書があったということで、私どもにも配付がなされましたので、それぞれ配付させていただきます。ただ、その県立大学医学部設置については、もう既に、うちの議会としては陳情が出て、趣旨採択になっております。一応そういうものが要請書が来たということで御報告をさせていただきます。

それから、今定例会の常任委員会終了後、各常任委員会の視察先を決めていただくこととなりますので、各常任委員長には、こちらからお話いたしますが、視察先を決めるという内容がございます。それから、先ほどの決算の資料の協議というお話で、配付したものは、平成24年度決算の資料の案ということです。年度ですとか直せる部分は直して、お手元に配付してございますので、各会派、協議いただいて、また各常任委員会で御協議いただくこととなりますので、その点だけ御理解いただきたいと思います。

4ページ目の一番最後に、その旨を示させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田けさみ委員長 5月30日開会の議会ポスターについてなんですけれども、皆さん、ごらんになれますでしょうか。

これで、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議会事務局で、この増し刷りをお願いして、皆さんにお配りお願いしたいと思います。

ほかに会派から何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ありませんので、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了いたします。

以上で本日の議会運営委員会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

今回は6月5日水曜日、本会議終了後に、意見書調整、決算審査体制及び要求資料、政務活動費収支報告書等について審議いたします。

それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み